

路上変圧器活用に関するガイドライン

令和 6 年 12 月

大阪市

はじめに

本ガイドラインは、大阪市と関西電力送配電株式会社にて実施する路上変圧器を活用したまちづくりについて、公共的取組みを進めるうえで必要となる公共情報の内容や広告料を充当する取組み内容を示すと共に、デジタルサイネージやラッピングの設置場所・設置方法・表示方法などの基本的な考え方を示し、共通認識を図るものである。

なお、「路上変圧器を活用したまちづくりに関する検討会議」において、事業評価・事業改善等を図りながら、本ガイドラインは必要に応じて改訂していくものとする。

1. 公共的取組み

路上変圧器を活用した、デジタルサイネージやラッピングにより、企業広告や公共広告を掲出し、公共的取組みを進めるものとする。

(公共的取組みの内容など)

- デジタルサイネージやラッピングにより公共情報を発信するものとする
- 公共情報の掲出は、デジタルサイネージ及びラッピングの各掲出可能数の半分以上とする
- 企業広告の広告料により、公共情報の発信費用を賄うものとする
- 次の取組みについて、企業広告の広告料の一部を充当し対応できるものとする
 - ① 放置自転車対策に関すること
 - ② まちの美化に関すること
 - ③ 防犯対策に関すること
 - ④ 防災・災害対策に関すること
 - ⑤ 地域活動・地域イベントに関すること
 - ⑥ その他、地域課題の解決に区長が必要と認めるもの
- 路上変圧器の本体もしくは広告物に、公共的取組みとして実施していることが分かる説明を表示する

(公共情報の内容など)

- 区役所、大阪市関係局、警察等の必要な公共情報を掲出する
 - ① 放置自転車・まちの美化・防犯・防災に関する啓発内容
 - ② 地域活動・地域イベントに関する内容
 - ③ 災害関連情報に関する内容
 - ④ 文化・観光情報に関する内容
 - ⑤ 地理情報に関する内容
 - ⑥ その他、区長が必要と認める内容

- 大規模災害時等の緊急時はデジタルサイネージの表示を全て、関係機関が配信するコンテンツや災害関連情報に切替え、災害応急対策に努めるものとする

2. デジタルサイネージ及びラッピングの設置場所・設置方法

(道路管理・交通管理、景観への影響、安全性の観点など)

- 歩行者や車両に危険を及ぼさない設置場所および設置方法とする
- デジタルサイネージの設置は、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分、横断歩道、およびこれらの5m以内の部分を除く場所とする。
- デジタルサイネージにより、機器全体の高さが2メートルを超える場合は、車道への飛び出し防止措置を講じるものとする
- 飛び出し防止措置の方法については、所轄警察署と協議する
- 反射材式でないものとする
- 信号機や道路標識等の効用を妨げないものとする
- 著しく景観を損なわないものとする
- 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわないものとする
- 相当程度の風雨、地震等に耐えうる堅固なものとする
- 路上変圧器の保守保安および電力供給の観点にて設置可能な場所とする

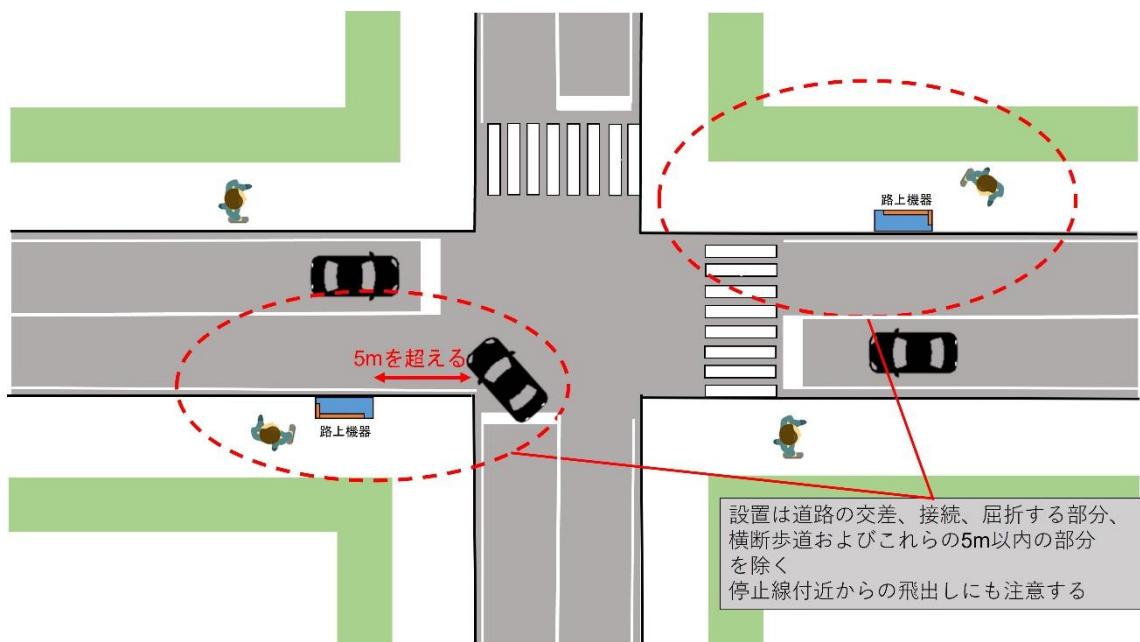


図 デジタルサイネージの設置場所イメージ

(デジタルサイネージの設置間隔について)

- 設置場所は、周辺景観との調和に配慮し選定する
- デジタルサイネージの設置間隔は連続しないように、同一歩道上では原則 100m 程度の間隔を設けるものとする
- 同一歩道上の他事業者のデジタルサイネージ(観光案内板やバス停留所上屋広告等)との設置距離がやむを得ず 100m 未満となる場合は、適正な距離や掲出方法等について道路管理者や他事業者と協議のうえ対応するものとする。なお、設置環境により隣接して見える場合は、輝度の低減やコンテンツの切替わりタイミングを揃えない等、特に周辺景観に配慮する
- 一方、景観計画上の重点届出区域においては、同一歩道上の他事業者のデジタルサイネージとの距離を 10m 以上離すものとする。ただし、他事業者のデジタルサイネージとの面積の合計が 2 m²以下であればこの限りではない

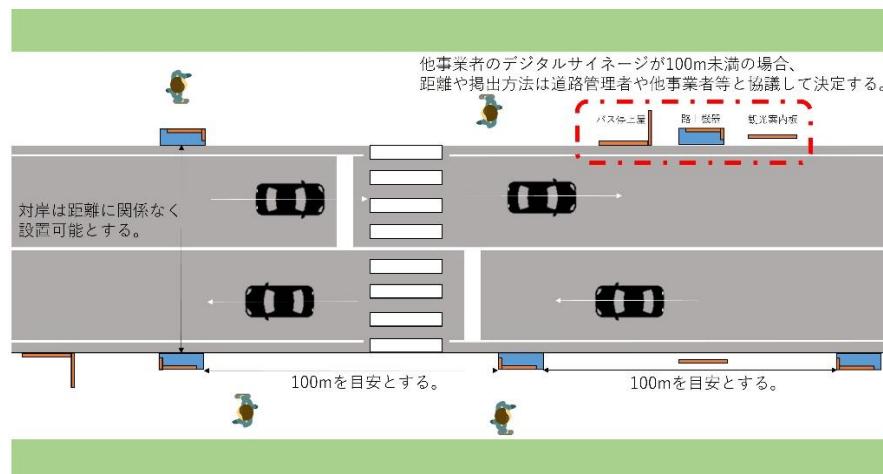


図 デジタルサイネージの設置間隔イメージ

3. デジタルサイネージ及びラッピングの表示方法

(デジタルサイネージ・ラッピングの表示等)

- デジタルサイネージ・ラッピングを添加し、広告物を掲出する。路上変圧器とラッピングは一体的な構造とする
- デジタルサイネージを添加する場合は、路上変圧器上部又は壁面とし、ラッピングを添加する場合は、路上変圧器壁面とする。なお、表示面は、路上変圧器横の車線を進行する車両の非対向面及び歩道面の 2 面とする
- デジタルサイネージ・ラッピングを添加する場合は、路上変圧器の保守保安や電力供給に支障を与えないものとする
- 路上変圧器の形状及びデジタルサイネージの画面に合わせた縦横比率や解像度を確保して

表示する

- 広告物もしくは路上変圧器の本体に、広告料が公共情報の発信や公共的取組みに充當される旨を表示する
- ラッピングは、路線で統一されたカラー等のデザインの枠内に掲出する
- デジタルサイネージを添加する場合は、路上変圧器を含む機器全体のカラーを景観に配慮した落ち着いた色彩とし、背面は圧迫感がないように工夫する
- ラッピングは、路上変圧器を複数台組み合わせた一体型の広告として表示することもできる
- デジタルサイネージは、午前0時から午前5時まで消灯する

(デジタルサイネージの構造)

- ディスプレイ等の電子的な表示機器を用いて、常時又は一定の期間継続して表示内容を可変できるものとし、表示面積は2m²以下とする
- 形状は、路線ごとに統一性を確保する
- 路上変圧器とボルトで固定する等一体的な構造とし、また一体的に見えるデザインとする
- 大きさは、路上変圧器の幅・奥行き(電線等を格納する躯体を含む)を超えないものとする
- 路上変圧器下部の架台等を除く画面上端までの高さが地盤面から2.3メートル以下(大型の場合は2.6m以下)、画面幅はフレームを除く1.5メートル以下を目安とする

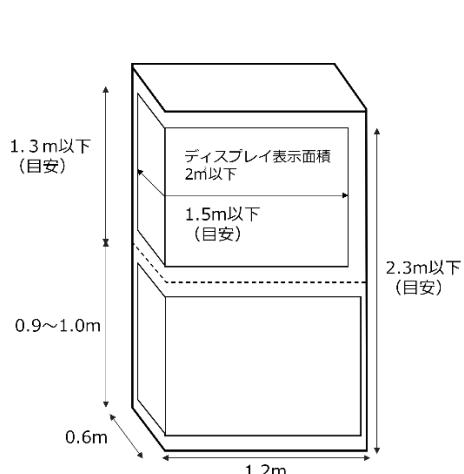


図 デジタルサイネージ形状イメージ(標準)

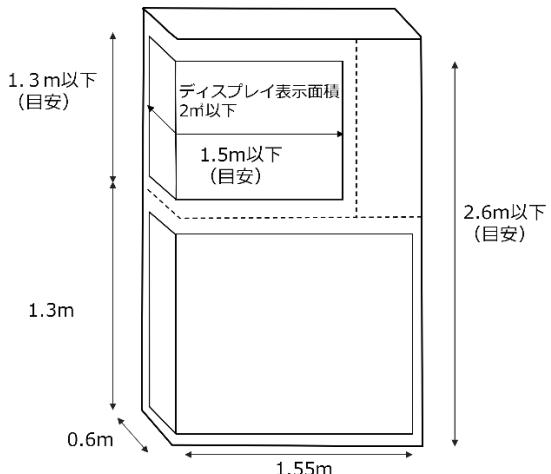


図 デジタルサイネージ形状イメージ(大型)

(デジタルサイネージの色彩・輝度・コントラスト・画像・音声など)

- 夜間に掲出するコンテンツは背景の明度に注意し、まぶしさに配慮する
- 夜間等外光の状況や周辺環境に配慮し、デジタルサイネージの輝度は、日中 3,000 カンデラ/m²以下、夜間 800 カンデラ/m²以下とする。なお、西日等により、適正に表示できない場合には、周辺環境に十分に配慮した上で輝度を上げることができるものとする

- 静止画の切替わり間隔は5秒以上とする
- 景観計画上の重点届出区域及び御堂筋デザインガイドライン区間については、切り替わり間隔を15秒以上の静止画のみとし、関係要綱にも準じた取扱いとすること
- 動画については以下を満たすこと
 - ① 不快感を与える色彩・輝度にしないこと
 - ② コントラストの強い画面が反転したり、急激に場面転換しないこと
 - ③ 緩やかな映像にすること
 - ④ 映像の回転速度が30deg/s未満であること
 - ⑤ 画面の一部又は全体が、全編を通じて素早く動き続けないこと
 - ⑥ サブリミナル効果等、通行人が通常感知しえない方法で、メッセージ等を伝達しないこと
 - ⑦ 心身に悪影響や不快感を与えないこと
 - ⑧ 映像又は光の点滅が1秒間に3回を超えないこと
 - ⑨ 信号機と同色の光を点滅しないこと
 - ⑩ 歩行者が注視することで著しく路上に滞留し、交通に支障を生じさせないこと
 - ⑪ 災害時等の非常時以外に音声を発しないこと

4. デジタルサイネージ及びラッピングの表示内容

(広告コンテンツ)

次の広告物は表示をしない

- 法令等に違反するもの
- 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- 人権侵害、差別に繋がるもの
- 良好な景観又は風致を害するもの
- 公衆に不安や不快の念又は危害を与えるもの及び青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの（暴力・犯罪等を肯定し助長するような表現や残酷な描写、射幸心、投機をおおる恐れのあるもの、裸体・性について露骨、ひわいな表現等）
- 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの（不祥事を起こした企業等の広告）
- 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの（誇大な表現、射幸心を著しくおおる表現、誤認させるような表現等）
- テレビ放送、スポーツ中継等、著しく人が滞留するおそれのあるもの
- 過剰な文字数及び極端に小さなサイズの文字を使用するもの
- 人や商品が車道に飛び出して見えるもの
- 歩行者の距離感や平衡感覚を惑わすもの
- クイズやだまし絵など、凝視させたり、幻惑させるもの

- 場所性とデザイン性の理解がなく、周辺景観との調和が図られていない人物やキャラクターが使用されているもの

5. 法令順守

- 道路占用許可、道路使用許可、屋外広告物許可等を受けること
- その他設置にかかる関係法令を遵守すること